

令和3年度 税制改正大綱の主な内容

令和2年12月10日に自由民主党・公明党の両党は令和3年度与党税制改正大綱を決定し、令和2年12月21日に閣議決定がされました。今後通常国会において審議のうえ、4月より新しい税制がスタートする見込みです。なお、昨年度（令和2年度）は、下記の日程で税制改正が行われました。

- ・令和元年12月12日 与党税制改正大綱決定
- ・令和2年1月31日 「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出
- ・令和2年3月27日 「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立

個人所得税

● 住宅借入金等特別控除の控除期間延長の特例措置の継続

内容：住宅の対価に含まれる消費税が10%の場合で、契約期限（新築注文住宅は令和3年9月末、新築分譲・中古住宅の取得、増改築は令和3年11月末）と入居期限（令和4年12月末）を満たす場合は、ローン残高の1%控除の控除期間13年（3年延長）の措置を継続

適用：令和2年分の措置を継続（ただし入居遅延の理由がコロナの影響によるかは問わない）

● 退職所得課税の適正化

内容：勤続年数5年以下の法人役員以外の者が受ける退職金のうち、退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える部分については「2分の1課税」を適用しない（法人役員については平成25年分以後すでに「2分の1課税」廃止済み）

適用：令和4年分以後

資産税

● 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

内容：令和3年4月より縮小予定だった非課税限度額を令和3年12月まで同額で据え置き（耐震・省エネ・バリアフリーの新築住宅は1500万円、既存住宅は1000万円）

適用：令和2年分の措置を継続

● 教育資金、結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

内容：・教育資金贈与について、受贈者が23歳未満など一定の場合を除き、贈与から死亡までの年数にかかわらず、贈与者の死亡時点の管理残額を相続税の対象とする。
・教育資金、結婚子育て資金贈与で、受贈者が贈与者の孫等の場合、2割加算の対象とする。

適用：2年延長し、上記については令和3年4月1日以後の信託等により取得する受益権等に適用

● 土地に係る固定資産税の負担調整措置

内容：令和3年に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について前年度の税額据え置き

法人税

● デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

内容： 全社レベルのDX計画に基づくクラウド技術を活用したデジタル関連投資について、税額控除（3%もしくは5%）、又は特別償却（30%）ができる措置を創設

適用： 産業競争力強化法改正の施行日から令和5年3月31日までに実施されるもの

● カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

内容： ①脱炭素化製品の生産設備、②生産工程の脱炭素化をすすめる設備、について税額控除（5%もしくは10%）、又は特別償却（50%）ができる措置を創設

適用： 産業競争力強化法改正の施行日から令和6年3月31日までに実施されるもの

● 研究開発税制の見直し

内容： 売上2%以上減少で試験研究費が増加した法人の税額控除上限の引き上げ、クラウド提供型のソフトウェアに関する研究開発を対象に追加、等

● 繰越欠損金の控除上限の特例

内容： コロナ禍で生じた欠損金につき事業適応計画の認定を受けた法人は、繰越欠損金の控除上限（大企業50%）を、計画に従って実施した投資額の範囲内で最大100%まで引き上げる

適用： 最長で5年（令和8年4月1日以前開始事業年度）

● 株式を対価とするM&Aの円滑化のための課税繰り延べ措置

内容： 会社法改正で導入された「株式交付制度」（施行日：令和3年3月1日）を用いて買収会社が自社の株式を対価とする買収をする際、買収対象会社の株主の譲渡益課税を繰延べる

● 人材確保等投資促進税制（現行の「賃上げ・投資促進税制」の見直し）

内容： 以下のように要件等を見直し

	（現行）賃上げ・投資促進税制	（改正後）人材確保等投資促進税制
要件	・ 雇用者給与等支給額が前年より増加 ・ 継続雇用者給与等支給額が前年度比で3%以上増加 ・ 国内設備投資額が減価償却費の95%以上	・ 雇用者給与等支給額が前年より増加 ・ 新規雇用者給与等支給額（新たに雇用した雇用保険一般被保険者へ支給した給与額）が前年度より2%以上増加
控除限度	・ 雇用者給与等支給額の増加額の15%	・ 控除対象新規雇用者給与等支給額（新たに雇用した者へ支給した給与額）の15%

適用： 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度

● 《中小企業向け》 所得拡大促進税制の見直し・延長

内容：適用要件を簡素化し、企業全体の給与等支給額の増加割合が前年度比1.5%以上とする。(改正前は、前期・当期の各月で給与をうける「継続雇用者給与等支給額」を抽出して判定)

適用：適用期限を2年延長(令和5年3月31日開始事業年度まで)

● 《中小企業向け》 設備投資税制の延長等

内容：経営強化税制(即時償却又は7%か10%の税額控除)、投資促進税制(30%の特別償却又は7%の税額控除)の適用期限を2年延長。

商業・サービス業等活性化税制(30%の特別償却又は7%の税額控除)を廃止

適用：令和3年4月1日以後取得の固定資産

● 《中小企業向け》 経営資源の集約化(M&A)に資する税制の創設

内容：経営力向上計画の認定に従って行う他の法人株式取得について、その株式の取得価額の最大70%を取得年度に損金算入(準備金積み立て)。積み立てた準備金は、5年据え置き後、5年間で均等取り崩し

適用：中小企業等経営強化法の改正法施行日から令和6年3月31日までに認定されたもの

その他

● 電子帳簿等保存制度の見直し

内容：以下の通り要件が緩和され、一方で罰則は強化される

①帳簿書類の電磁的記録による保存について

- ・ 税務署長による事前承認制度の廃止
- ・ 訂正等履歴の確保、相互関連性の確保、検索機能の確保の各要件を廃止
ただし、これらの要件を満たすことについて事前に届出している場合、申告漏れがあった場合に課される過少申告加算税が5%軽減される

②請求書等のスキャナ保存について

- ・ 税務署長による事前承認制度の廃止
- ・ タイムスタンプの付与期間を「3日以内」から、「最長約2月以内」に延長
なおデータ訂正等の事実や内容を確認できる、または訂正等ができないシステム(クラウドシステム等)の場合、タイムスタンプ不要
- ・ 適正事務処理要件(相互けん制、定期的な検査など)を廃止
- ・ 調査の際、電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合、一定の検索機能確保は不要

③電子取引データの電磁的記録保存について

- ・ タイムスタンプの付与期間を「遅滞なく」から、「最長約2月以内」に延長
- ・ 調査の際、電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合、一定の検索機能確保は不要

④罰則の強化

- ・ 上記②③に関し仮装・隠ぺいがあった場合、通常の重加算税に加えてさらに10%重課される
- ・ 見直し後の要件を満たさない上記②③の電磁的記録等については、国税関係書類等と扱わないこととされ、保存がされていないものとして取り扱われる

適用：令和4年1月1日より施行